

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第51条及び第68条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は8,000,000円とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする

(職員である役員及び評議員の報酬等)

第5条 第3条の規定に関わらず、この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員及び評議員については報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 常勤の役員には、この法人の旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 非常勤の役員及び評議員には業務にあたって要した交通費について、その実費を支給する。

3 役員及び評議員が業務にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程を寄附行為第68条2号の規定に基づき公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額(源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

(2) 監事

	日額(源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査の実施	10,000円 30,000円(※有資格者)
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

※公認会計士、税理士、弁護士の資格を有する者

別表2 (評議員の報酬)

	日額(源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円